

令和8年度号

こくほだより

京都市国民健康保険



もくじ

特定健康診査のご案内	3
健診結果のお知らせと特定保健指導のご案内	4
京都市で実施している各種検診等のご案内	6
今日からあなたもゲートキーパー!!	8
京都市国民健康保険について	9
・令和8年度の国民健康保険事業予算について	9
・令和8年度の保険料について	10
・京都市国保の現状について	11
・子ども・子育て支援金制度の創設について	11
・保険料の減額制度について	13
マイナンバーカードの保険証利用について	16
資格確認書と資格情報のお知らせの一斉更新について	18
柔道整復師（整骨院・接骨院）のかかり方などについて	19
高額療養費制度の見直しについて	20
後発医薬品（ジェネリック医薬品）について	21
介護保険からのお知らせ	22
子ども医療費支給制度のお知らせ	23

「医療費のお知らせ」について

令和8年度から、年2回、封書でのお届けとなります。

令和8年 1月～10月診療分 …………… 令和9年1月ごろ

令和8年11月～12月診療分 …………… 令和9年3月ごろ

40歳～74歳の方へ 年1回の健康チェックをしませんか？

特定健康診査のご案内



特定健康診査は、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目し、生活習慣病の危険因子である内臓脂肪型肥満や高血糖、高血圧、脂質異常などがないかを調べます。毎年受診いただき、結果を基に健康状態を確認し、必要に応じて生活習慣を改善することにより、ご自身の健康づくりにつなげていくことがとても大切です。ぜひ受診しましょう。

40歳～74歳の方は、下記の3通りの方法から、年度中いずれか**1回に限り**受診できます。

1 個別健診（約800箇所の指定医療機関で受診いただけます。）

受診方法 指定医療機関に直接電話等で予約し、受診してください。

受診料金 500円（65歳以上の方は無料）

指定医療機関一覧はこちら▶



2 集団健診（各区役所・支所等で受診いただけます。）

受診方法 完全予約制 WEB 又は電話（075-744-0678）でお申し込みください。

受診料金 500円（65歳以上の方は無料）

WEB 予約はこちら▶



3 人間ドック

受診方法 健診機関に直接電話等で予約し、受診してください。

※健診機関ごとに定員があります。受付は先着順で、定員に達した時点で予約終了となります。
（6月1日予約開始）

受診料金 13,000円程度 ※健診機関及びオプション検査の有無によって料金が異なります。

詳しくは、特定健康診査のご案内（受診券、受診の手引き、受診票）をご覧ください。

【4月下旬にA4サイズの白い封筒で皆さまにお送りしています。】

受診券の再交付について

「受診券」を紛失された場合は、WEB又は電話（京都いつでもコール）から再交付申請ができます。

※申請から1週間程度でご自宅に届きます。



受診券再交付申請はこちら▲



制度に関するお問合せ先

京都いつでもコール

TEL：075-661-3755 / FAX：075-661-5855

おかけ間違いのないよう、ご注意ください。

事業担当課

京都市保健福祉局福祉のまちづくり推進室

TEL：075-222-3510 / FAX：075-213-5857

健診結果のお知らせと特定保健指導のご案内

● 健診結果のお知らせ

受診から概ね1か月半後に、健診結果と健康な生活を送るための情報を併せてお知らせします。検査値や総合判定をご確認いただき、これからの健康づくりにいかしましょう。

異常なし	要指導	要医療
これからも、毎年、健診を受け、健康状態を確認しましょう。	生活習慣の改善を要する検査項目があります。食習慣・運動習慣を見直しましょう。	精密検査や治療等が必要です。健診結果をお持ちになって、 <u>早めに医療機関を受診しましょう。</u>

● 特定保健指導のご案内

- 健診の結果から、特定保健指導対象者を選定します。

〈メタボリックシンドロームを含む生活習慣病のリスク〉

内臓脂肪型肥満
腹囲又はBMIで判定



血糖値が高め

血圧が高め

脂質異常

喫煙歴がある

- 対象となられた方には、「京都市国保の特定保健指導」のご案内と「特定保健指導利用券」をお送りします。特定健診を、人間ドック健診機関・個別健診指定医療機関で受診された方は受診された機関に、集団健診を受診された方は京都市保健福祉局福祉のまちづくり推進室にお問合せください。
- 特定保健指導では、健康づくりの専門家が面接などで普段の生活習慣を一緒に振り返り、これからもより健康に生活できるよう、生活習慣の改善をサポートします。

特定保健指導を3か月間利用した 60代男性の例

利用は
無料

〈最初の面接〉

健診結果の説明を聞いて、食事内容や運動等の工夫について担当者と相談しました。

〈3か月間の取組〉

- ① ヨーグルトを無糖に変える
- ② 菓子パンをバターロールに変える
- ③ 買い物は徒歩で行く

〈3か月後〉 **腹囲 2.5cm減少しました!**

達成しやすい目標を一緒に考えてもらい、気軽に取り組むことができた。今まで気にしていなかったカロリーを目安にすることで、目標を達成することができた。



《特定健康診査・特定保健指導に関するお問合せ先》

京都市保健福祉局福祉のまちづくり推進室（電話：075-222-3510）

健診結果で **要医療** となった項目については、 医師の診察を受ける必要があります!



早めの受診

早期発見・早期治療により、症状の悪化を防ぐことができます。

症状がなくても

悪化しても症状が出ない場合もあります。
なにも症状がなくても
早めに医療機関を受診しましょう。

京都市国保では健診後の受診勧奨を行っています

～生活習慣病重症化予防対策事業～

健診結果のうち、血糖・血圧・腎機能に係る項目が「要医療」と判定された後、医療機関を受診していない方を対象に、**受診をお勧めするお手紙**をお送りしています。また、必要に応じて保健師が電話や訪問をすることがあります。

上手な健康管理のコツ

お薬手帳を活用しましょう ～お薬手帳は1冊に～



▶ お薬手帳を持つメリット

- ・飲み合わせや薬の重複をチェックすることができ、副作用や飲み合わせのリスクを減らすことができます。
- ・副作用歴やアレルギー、過去にかかった病気などの情報を伝えることができます。
- ・旅行や災害時、急に体調が悪くなった時などに、自分の薬の情報を正確に伝えることができます。

医院や病院ごとにお薬手帳は分けずに1冊にまとめて管理しましょう。

自身での健康管理（セルフメディケーション）に取り組みましょう

「セルフメディケーション」とは、自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすることです。

▶ 健康管理の習慣化

- ・普段から、適度な運動とバランスのよい食事、十分な睡眠を確保しましょう。
- ・日々の体重や血圧、体温の測定を行い、推移を記録しておくことも、ご自身の健康状態の把握に役立ちます。

▶ 特定健康診査・特定保健指導を活用する

- ・毎年、健診を受診することで、ご自身の身体の状態を知ることができます。

▶ 市販薬（OTC医薬品）を上手に使う

- ・OTC医薬品とは、医師の処方箋が無くても、薬局・ドラッグストアなどで購入できる医薬品（市販薬）のことです。
- ・風邪のひきはじめや軽微なケガの時に、OTC医薬品などを上手に活用することもセルフメディケーションの取組です。



※OTC医薬品を活用する際には、薬剤師と相談・確認しながら選択しましょう。

京都市で実施している各種検診等のご案内

！ ご注意

●発熱等の症状で体調のすぐれない方は検診等の受診をお控えください。

肝炎ウイルス(B型・C型)検査

対象 肝炎ウイルス感染に不安のある市民

検査方法 血液検査

料金 無料

持ち物 マイナンバーカードや免許証等、住所が確認できるもの

実施会場 協力医療機関

※協力医療機関へ直接電話でお申し込みください。

京都市情報館 肝炎ウイルス検査

検索



※ホームページをご覧になれない方は、各区役所・支所健康長寿推進課までお問合せください。

お問合せ先

上記協力医療機関 または、
TEL：075-661-3755

京都いつでもコール
おかけ間違いのないよう、ご注意ください。

歯周疾患予防健診 (満20、25、30、35、40、45、50、55、60、65、70歳の方)

京都市では、歯周病(歯周疾患)の早期発見のために「京都市歯周疾患予防健診」を実施しています。

対象 京都市内にお住まいの20、25、30、35、40、45、50、55、60、65、70歳の方(健診当日の満年齢)

実施場所

指定医療機関(電話等で事前予約をしてください。)

※指定医療機関は、京都市ホームページに掲載されています。

内容 問診、歯科健診(歯周病、むし歯など)、健診結果に基づく歯科保健指導

京都市情報館 歯周疾患予防健診

検索



※事業の詳細についてはホームページをご覧ください。

※ホームページをご覧になれない方は、各区役所・支所健康長寿推進課までお問合せください。

実施日 各指定医療機関の診察日

料金 500円 ※免除の規定あり(詳細は、各区役所・支所健康長寿推進課までお問合せください。)

持ち物 マイナンバーカードや資格確認書等、年齢・住所の確認できるもの

お問合せ先

上記指定医療機関 または、
TEL：075-222-4420
FAX：075-222-3416

保健福祉局
健康長寿企画課
口腔保健担当

- 歯周病は、ご自身では気づきにくい病気です。また、糖尿病や肥満、肺炎などの全身疾患に関連します。
- お口の健康は、健康長寿の入り口です。本健診を活用し、歯周病の早期発見と予防に努めましょう。



京都市青年期健康診査 (18～39歳の方の健康診査)

対象 職場等で健診を受ける機会のない18～39歳^{※1}の市民(学生不可)

実施場所

指定医療機関(病院・診療所)

※指定医療機関は、京都市ホームページに掲載されています。

実施期間 令和8年4月20日～令和9年3月31日

料金 3,000円(免除の規定あり^{※2})

検査項目 問診、身体計測、診察、血圧測定、血液検査、尿検査

京都市情報館 青年期健康診査

検索



※ホームページをご覧になれない方は、京都いつでもコールまでお問合せください。

利用するに当たっては、事前に下記いずれかの方法で、「受診券交付申請」が必要です。

- 区役所・支所健康長寿推進課健康長寿推進担当の窓口(持ち物：本人確認書類)
- 京都いつでもコール(ホームページ、電話、FAX)

(※1)昭和62年4月1日以降生まれで、受診日現在18歳以上の方に限る。(※2)生活保護受給証明書の提出により料金免除。

お問合せ先

TEL：075-661-3755
FAX：075-661-5855

京都いつでもコール
おかけ間違いのないよう、ご注意ください。

- 当該年度40歳になられる方は、特定健診をご受診ください。
- 青年期健康診査は、糖尿病などの生活習慣病を予防するための健診です。メタボリックシンドロームに着目し、生活習慣病の危険因子等を調べます。1年に1回を目安に健診を受診し、若い時期から健康管理に努めましょう。



健康づくりに関する情報はこちらから

フレイル対策で健康長寿！

◆ 「フレイル」に気を付けて！

フレイルとは、年齢を重ねることにより、からだやこころが弱った状態で、健康と要介護の中間の状態のことです。フレイルは適切な対策に取り組めば、健康な状態を取り戻すことが十分に可能であるため、早めに気づいて対策することが重要です。

フレイル対策の3本柱は、「運動」「栄養・口腔」「社会参加」とされ、適度な運動、バランスのとれた食事や口のお手入れ、社会参加が効果的と言われています。

◆ 地域介護予防推進センターで「フレイル対策」を！

京都市内12か所に設置している地域介護予防推進センターでは、運動や栄養、口の健康教室などについて3か月を1コースとして実施し、教室が終わっても、ご自身や仲間と共に運動を継続できるよう支援するなど、地域のフレイル対策を推進しています。皆さまの毎日の健康づくりやフレイル対策に、ぜひご活用ください。

筋力をつけて、
元気に動ける体
を作りましょう！



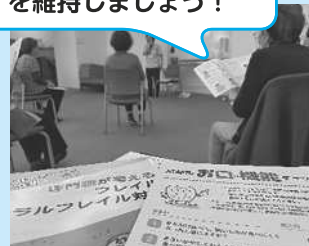
<運動教室>

体作りは食べ物から！
バランスの良い食事を
心がけましょう！



<栄養教室>

よく噛み、おいしく
食べるために口の機能
を維持しましょう！



<口の健康教室>

ご利用の希望は、お住まいの地域の「京都市地域介護予防推進センター」まで！

お住まいの地域	電話番号	お住まいの地域	電話番号
北区	494-0323	下京区	361-1060
上京区	417-4707	南区	693-6135
左京区	707-2730	右京区	881-0404
中京区	801-0389	西京区	392-7874
東山区	551-2448	伏見	612-8156
山科区	585-3092	深草・醍醐	641-2543

※ 市外局番は075です。

※ 利用対象者は、京都市内在住の65歳以上の方です（運動制限を受けている場合や、教室等の参加に個別の介助が必要な場合など、事業内容等により利用できない場合があります。）。

※ 利用料は無料ですが、一部教材費等実費相当分の負担がある場合があります。

今日からあなたもゲートキーパー!!

ゲートキーパーとは…

「悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞き、必要な支援につなげ、見守る人」のこと。



困った時や悩んだ時、あなたのまわりには誰か相談できる人がいますか?自殺で亡くなる人を一人でも少なくするためには、身近に「ゲートキーパー」が存在することが大切です。京都市ではゲートキーパーの5つの役割に合わせて、5人のキャラクターが活躍しています。このゲートキーパーは、専門家である必要はありません。もし皆さんの身近に、しんどそうな人がいたらこの5つの役割を意識して関わっていただくこと、それであなたもゲートキーパーです。

1 気づき



気づき

家族や仲間の変化に気づきましょう。眠れない、食欲がない、いつもと様子が違う…など、もしかしたら、何か悩みを抱えているのかもしれない。

2 声かけ



声かけ

大切な人が悩んでいることに気づいたら、一歩勇気を出して声をかけてみませんか?
例:「眠れてる?」「元気ないけど大丈夫?」など。

3 傾聴



傾聴

相手の気持ちを尊重しながら、話に耳を傾けます。話題をそらしたり、気持ちを否定したり、安易な励ましは逆効果です。まずは、少し時間をかけて、大切な人の話をじっくり聴いてみましょう。
●悩みや自殺願望を打ち明けられたら、「つらかったね。」「よく話してくれたね。」など共感や、心配しているということを伝えましょう。
●「命を粗末にするな」「逃げたらダメ!」など、世間一般の常識を押しつけるだけでは解決しません。

4 つなぎ



つなぎ

話を聴き、必要であれば早めに専門機関への相談をすすめてみましょう。一緒についていくのもご本人にとっては安心できます。

5 見守り



見守り

つなげたあとも、身体やこころの状態について、自然な雰囲気で見守りましょう。

京都市こころの健康増進センターでの相談窓口

●自死遺族・自殺予防こころの相談電話「きょう・こころ・ほっとでんわ」

☎ 075-321-5560 こころまる 月～金 9時～16時 (祝日及び年末年始を除く)

●きょう ほっと あした ～くらしとこころの総合相談会～

弁護士または司法書士、自死遺族サポーター、僧侶、心理士、産業カウンセラー、保健師の6名の相談員の中から、内容に応じて相談できます。
(面談。ご希望の方はオンライン)

詳細は区役所等の配架チラシ
またはこちらから



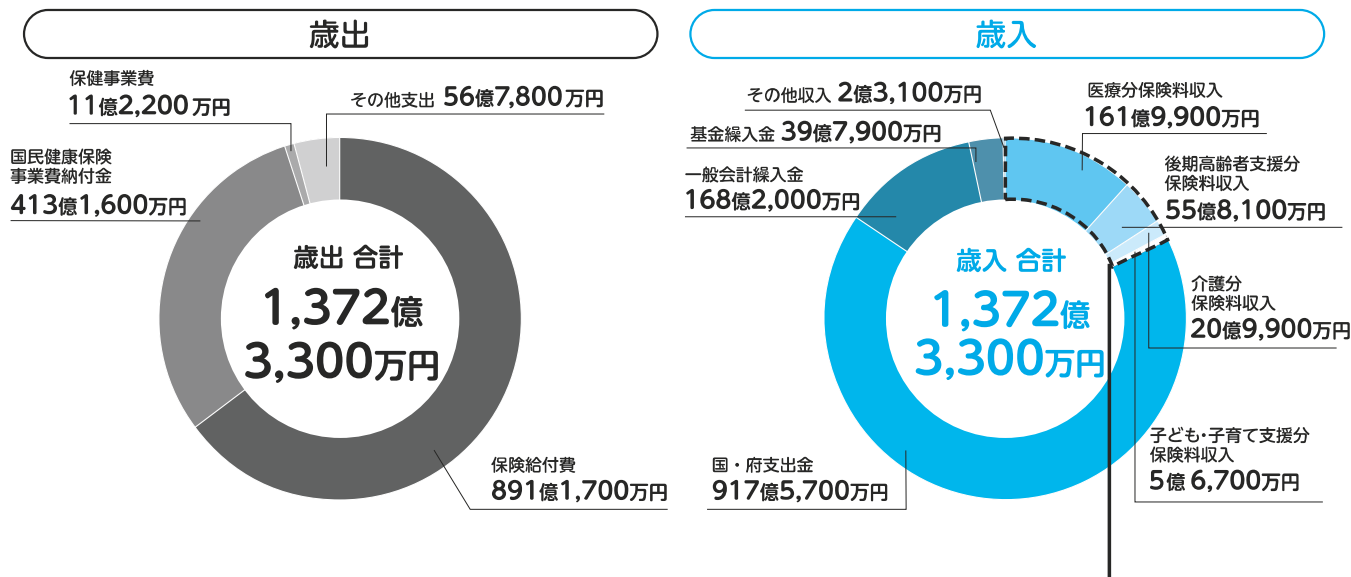
お問合せ先

京都市こころの健康増進センター

☎ 075-314-0355 FAX 075-314-0504

令和8年度の国民健康保険事業予算について

令和8年度予算状況



※国民健康保険事業は、被保険者の皆さまに納めていただく保険料が大切な財源となっています。納め忘れのないよう、納期限内に納めていただきますようお願いいたします。

用語の説明

①保険給付費

被保険者の皆さまが病気やケガをしたときに、医療機関の窓口で医療費の一部(一部負担金)を支払うことにより、治療を受けることができます。残りの医療費は、本市国保が医療機関に保険給付費として支払います。

②納付金

国民健康保険事業費納付金といいます。京都府は、府内全体で必要となる医療費を見込み、国・府交付金を充てた残りを納付金で賄うこととなります。府内全体の納付金を算出した後、市町村ごとの医療費水準や所得水準に基づいて、各市町村が支払う納付金額が算出され、市町村は納付金を京都府に納めます。

③一般会計繰入金

本市の一般会計から国保特会への財政支援等です。一般会計繰入金には、法令に基づき、軽減した保険料額に応じて繰入れを行う「法定分」と、本市が独自に、被保険者の皆さまの保険料負担を軽減するために繰入れを行う「財政支援分」があります。

令和8年度予算額：法定分 99億8,300万円
 財政支援分 68億3,700万円*

※国保に加入されていない方も含む皆さまからの税金などから1人当たり約4,782円のご支援をいただいていることとなります。(令和6年度決算では、被保険者1人当たりの財政支援額は府内15市で最も高い水準です)

④保険料

被保険者の皆さまから本市に納付いただいている保険料です。

- ・ 医療分：皆さまの医療費を賄うために必要となる納付金に充てています。
- ・ 後期高齢者支援分：後期高齢者医療制度を支援するために必要となる納付金に充てています。
- ・ 介護分：介護保険制度に係る保険給付費などの一部を賄うために必要となる納付金に充てています。介護保険第2号被保険者(40～64歳の方)から納付いただいている保険料です。
- ・ 子ども・子育て支援分：令和8年度に創設される子ども・子育て支援金制度に係る支援金の一部を賄うために必要となる納付金に充てます。これまでの医療分、後期高齢者支援分、介護分に加えて納付いただく保険料です。制度についてはP.11をご参照ください。



国保制度の詳細についてはこちらから

令和8年度の保険料について

● 保険料について

下表の「保険料率」に基づき算定します。

令和8年度保険料率（令和8年度分の保険料納入通知書は6月下旬にお送りします。）

	医療分保険料	後期高齢者 支援分保険料	子ども・子育て 支援分保険料	介護分保険料
	全ての世帯に賦課される保険料です。			40歳から64歳の方(介護保険第2号被保険者)がおられる世帯に賦課される保険料です(医療分、後期高齢者支援分、子ども・子育て支援分に加えて賦課されます。)
1 平等割	1世帯について 17,930円 ※1)	1世帯について 6,180円 ※1)	1世帯について 660円 ※1)	介護保険第2号被保険者がおられる1世帯について 5,370円
2 均等割	1人について 30,080円	1人について 10,360円	1人について 1,110円 ※2)	介護保険第2号被保険者 1人について11,090円
3 18歳以上均等割	—	—	18歳以上の被保険者1人について 60円 ※3)	—
4 所得割	世帯員各々の [令和7年中の総所得金額等 ^(※4) - 基礎控除43万円 ^(※5)]の合計 × 7.94/100	世帯員各々の [令和7年中の総所得金額等 ^(※4) - 基礎控除43万円 ^(※5)]の合計 × 2.66/100	世帯員各々の [令和7年中の総所得金額等 ^(※4) - 基礎控除43万円 ^(※5)]の合計 × 0.28/100	介護保険第2号被保険者各々の [令和7年中の総所得金額等 ^(※4) - 基礎控除43万円 ^(※5)] × 2.51/100
5 最高限度額	67万円	26万円	3万円	17万円

(※1) 平等割の軽減(P.14参照)が適用される世帯の平等割額は、医療分8,970円(半額世帯)又は13,450円(4分の1減額世帯)、後期高齢者支援分3,090円(半額世帯)又は4,640円(4分の1減額世帯)、子ども・子育て支援分330円(半額世帯)又は500円(4分の1減額世帯)となります。(介護分保険料については、軽減措置はありません。)

(※2) 平成20年4月2日以降生まれの方の子ども・子育て支援分の均等割は、全額軽減されます。

(※3) 18歳以上均等割については、平成20年4月1日以前生まれの方が対象となります。(子ども・子育て支援分のみには賦課されます。)

(※4) 総所得金額等とは、地方税法上の総所得金額(収入金額から必要経費を引いた額。社会保険料控除などの各種所得控除前)のほか、山林所得、土地・建物の譲渡所得(特別控除後)、確定申告又は住民税申告をした株式譲渡所得、配当所得なども含まれます(退職所得は除く。)

(例) ● 事業所得… [事業収入金額] - [必要経費]

● 給与所得… [給与支払額] - [給与所得控除] - [所得金額調整控除]

● 年金所得… [支払年金額] - [公的年金等控除]

※非課税所得(障害年金、遺族年金等)は総所得金額等には含まれません。

(※5) 合計所得金額*が2,400万円を超える場合、合計所得金額に応じて以下のとおり基礎控除額が43万円から段階的に引き下がります。

● 合計所得金額2,400万円超～2,450万円以下：29万円

● 合計所得金額2,450万円超～2,500万円以下：15万円

● 合計所得金額2,500万円超：0円

*合計所得金額とは、「総所得金額等」から以下の額を控除する前の金額です。

● 純損失や雑損失の繰越控除

● 譲渡損失の繰越控除

● 土地・建物の譲渡所得に係る特別控除

■ 上表の医療分保険料、後期高齢者支援分保険料、子ども・子育て支援分保険料、介護分保険料それぞれの1234を合計したものが1年間分の保険料となります。ただし、それぞれについて5の額(最高限度額)を超える場合は、5の額が1年間分の保険料となります。

■ 保険料の納付義務者は、原則、世帯主です。世帯主が後期高齢者医療制度へ移行し、国保被保険者でなくなった場合でも、残りの国保被保険者にかかる保険料を、国保被保険者でない世帯主に納めていただきます。

京都市国保の現状について

国民健康保険料は、医療費などを考慮して京都府から示される国民健康保険事業費納付金を賄うため算定しており、医療費の増加や高齢化の進展により、基本的には保険料も上昇する制度となっております。

医療の高度化、生活習慣病の増加、高齢化の進展など様々な要因により、どの医療保険制度においても、1人当たり医療費は増加傾向にあります。中でも国保は、他の医療保険への加入者が増えているなど、被保険者数が年々減っており、これに伴って保険料収入の減少傾向が続いています。

このような中、京都市国保では、一般会計からの財政支援(国保に加入されていない方も含む皆さまからの税金など)や国保基金の活用により、保険料の引上げを抑制してきましたが、医療費と保険料との伸びの差が拡大したことで、収支不足が深刻化しました。

●医療費と保険料の推移

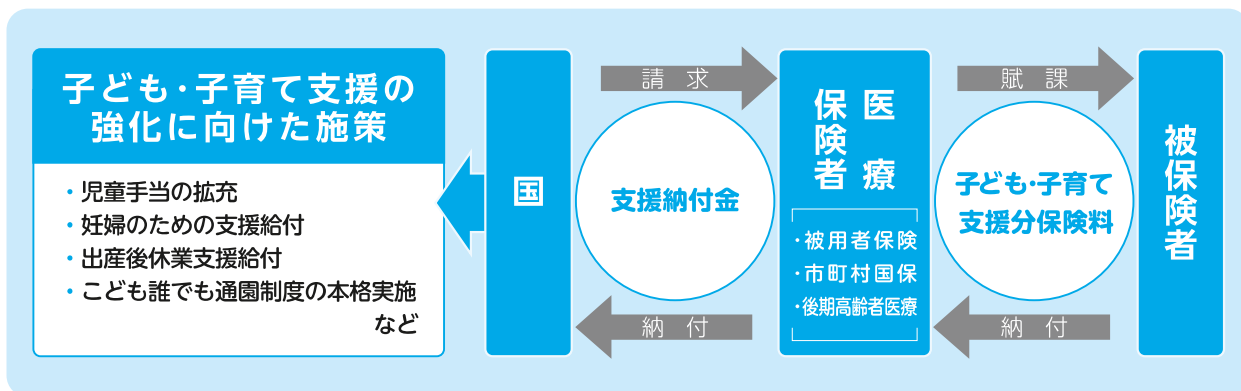


- 今後も国保制度を安定的に運営していくためには、医療費水準に応じた保険料設定を行い、医療費と保険料との伸びの差を縮小していく必要があります。
- そこで、令和7年度以降は、被保険者の皆さまの急激な負担増加を避けるため、一般会計からの財政支援は続けながら、複数年かけて段階的に保険料を引き上げることとしています。

子ども・子育て支援金制度の創設について

本制度は令和8年度に創設され、児童手当の拡充や保育サービスの充実など、抜本的な子ども・子育て支援の強化に向けた施策に対する安定した財源を確保するため、高齢者を含む全ての世代や企業が子ども・子育て支援金を拠出し、子どもの育ちを社会全体で支え合うものです。

被保険者の皆さまから納めていただく保険料に、これまでの医療分、後期高齢者支援分、介護分に加えて、「子ども・子育て支援分」が設けられます。



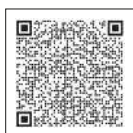
子ども・子育て支援分の保険料は、令和8年度から令和10年度にかけて段階的に導入されます。京都市国保における令和8年度の保険料率については、P.10をご参照ください。

18歳未満の被保険者の子ども・子育て支援分保険料の負担はありません

本制度が子育て支援に係るものであることから、子どもがいる世帯の負担を抑えるため、国民健康保険では、18歳に達する日以後の最初の3月31日以前まで(高校卒業まで)の子どもに係る保険料(均等割額のみ)が全額軽減されます。

制度の概要やQ&Aは、以下の国のホームページをご覧ください。

■ 子ども・子育て支援金制度の概要



■ 子ども・子育て支援金制度のQ&A



● 保険料率及び1人当たり保険料の前年度比較

		保険料率		
		令和7年度	令和8年度	増△減
医療分	平等割	18,070円	17,930円	△140円
	均等割	29,840円	30,080円	240円
	所得割	8.27%	7.94%	△0.33pt
後期高齢者 支援分	平等割	6,050円	6,180円	130円
	均等割	9,990円	10,360円	370円
	所得割	2.67%	2.66%	△0.01pt
子ども・子育て 支援分	平等割	—	660円	660円
	均等割	—	1,110円	1,110円
	18歳以上 均等割	—	60円	60円
	所得割	—	0.28%	0.28pt
介護分	平等割	4,940円	5,370円	430円
	均等割	10,090円	11,090円	1,000円
	所得割	2.37%	2.51%	0.14pt

▼実際にご負担いただく令和8年度保険料は、6月下旬に送付する通知書をご確認ください。

様々な減額制度により保険料負担を軽減しています！（詳しくはP.13～を参照）

保険料の最高限度額(P.10の保険料率の表⑤)が変わります！

賦課限度額の引上げには、比較的所得の高い方にご負担いただくことにより、中間所得者層の負担が緩和できる効果があります。

国において、医療分保険料の賦課限度額が66万円から67万円に引上げとなる政令改正が実施され、京都市国保においても、政令改正に合わせて引き上げています。

また、新設された子ども・子育て支援分保険料の賦課限度額についても、政令改正に合わせて3万円としています。

今後の取組について

京都市国保では、財政の健全化に向けて、保険料の改定だけでなく、支出を減らして収入を増やすための取組を一層強化してまいります。中でも、保健事業の充実については、被保険者の皆さまが健康づくりに取り組んでいただくことで、将来の医療費の節約につながると考えています。

国保制度が将来にわたって安定した運営ができるよう、被保険者の皆さまには、特定健康診査などの積極的なご利用と、保険料の改定に対するご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

◆保険給付の適正化

◆国保料の徴収率の向上

◆資格管理の適正化

◆保健事業の充実

- ・特定健康診査・特定保健指導
- ・後発医薬品の利用促進
- ・生活習慣病の予防
- ・重複、頻回受診者等への訪問指導

保険料の減額制度について

● 保険料の法定減額制度について

世帯全員の令和7年中の所得^{*1}の合計が下表の基準金額以下の場合、令和8年度保険料の平等割と均等割(18歳以上均等割を含みます。次のページまで同様です。)が減額されます。世帯の中に本市が所得を把握できない方がいる場合は、所得の申告をしていただく必要があります(下記「所得の申告にご協力を」参照)。

	基準金額	減額割合 ^{*4、*5}	備考
7割減額	43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 ^{*3} - 1)	(平等割・均等割の) 7割	減額後の保険料で計算した保険料納入通知書を送付します。
5割減額	43万円 + (31万 × 被保険者数 ^{*2}) + 10万円 × (給与所得者等の数 ^{*3} - 1)	(平等割・均等割の) 5割	
2割減額	43万円 + (57万円 × 被保険者数 ^{*2}) + 10万円 × (給与所得者等の数 ^{*3} - 1)	(平等割・均等割の) 2割	

(※1) 法定減額適用に係る判定の際の「所得」は、次の点が所得割算定の際の所得と異なります。

- 被保険者でない国保上の世帯主及び国保から後期高齢者医療制度に移行した方の所得も判定に含まれます。
- 事業収入の場合、青色専従者及び事業専従者控除は必要経費に含まれません。
- 給与収入の場合、専従者給与額は含まれません。
- 公的年金収入の場合、昭和36年1月1日以前生まれの方は、公的年金等控除に加え、さらに15万円を控除します。(なお、この15万円の控除は保険料の所得割額を算出する際に用いる総所得金額等からは控除されません。)
- 土地、建物等の譲渡所得は、譲渡所得に係る特別控除を差し引く前の金額となります。

(※2) 「被保険者数」は、賦課期日現在(4月1日。年度の途中で新たに国保に加入された世帯は本市国保の適用開始日。)における人数です(法定減額適用に係る判定の際の「被保険者数」には国保から後期高齢者医療制度へ移行した方も含みます。)

(※3) 「給与所得者等の数」は、一定の給与所得者(給与収入55万円超)又は公的年金に係る所得を有する方(公的年金等の収入金額60万円超(65歳未満)又は125万円超(65歳以上))の人数です(国保から後期高齢者医療制度へ移行した方も含みます。)

(※4) 平等割の軽減措置(半額又は4分の1軽減。P.14参照)が適用される世帯は、軽減措置適用後の平等割からさらに法定減額(7割、5割又は2割)が適用されます。

(※5) 未就学児の均等割軽減措置(P.14参照)が適用される世帯は、法定減額(7割、5割又は2割)適用後の均等割からさらに半額が軽減されます。

法定減額制度の所得基準金額が引き上げられます

法定減額制度について、5割減額及び2割減額の基準金額が引き上げられます。そのため、これまで法定減額を受けられなかった世帯でも、法定減額が適用される場合があります。

	令和7年度	令和8年度
5割減額	43万円 + (30万5千円 × 被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	43万円 + (31万 × 被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)
2割減額	43万円 + (56万 × 被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	43万円 + (57万円 × 被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)

所得の
申告に
ご協力を

令和7年中の所得が把握できない方に対しては、所得についてお尋ねするために、国民健康保険用の所得申告書をお送りしていますので、必ず期限までに申告してください。申告がなければ、法定減額及び条例減免の判定ができませんのでご注意ください。

● 平等割の軽減措置について

世帯主又は世帯員の一部が国保から後期高齢者医療制度へ移行したことにより、単身世帯(国保被保険者が1人のみの世帯。以下「国保単身世帯」といいます。)となる世帯は、最大で5年間、医療分保険料、後期高齢者支援分保険料及び子ども・子育て支援分保険料の平等割額が半額に軽減されます(介護分保険料の半額措置はありません)。

また、上記の半額措置が終了する世帯については、引き続き最大3年間、医療分保険料、後期高齢者支援分保険料及び子ども・子育て支援分保険料の平等割額の4分の1に相当する金額が軽減されます。

なお、国保単身世帯に該当するかどうかは、世帯の国保被保険者が後期高齢者医療制度へ移行した時点又は賦課期日(4月1日)現在で判定されます。

- 年度途中で世帯の国保被保険者が後期高齢者医療制度へ移行し、国保単身世帯になった場合は、その日の属する月以降の保険料に適用されます。
- 保険料の法定減額が適用される世帯は、平等割軽減措置適用後の金額からさらに法定減額(7割、5割又は2割)が適用されます。
- 国民健康保険の世帯構成を変更した場合、平等割の軽減措置が適用されないことがありますので、ご注意ください。

「旧被扶養者」に係る保険料の減免について

75歳に到達する方等が、被用者保険から後期高齢者医療制度へ移行することにより、その方に扶養されていた65歳以上の方が国保被保険者となった場合(以下「旧被扶養者」といいます。)、旧被扶養者にかかる保険料について、当分の間(ただし、均等割及び平等割については旧被扶養者に該当した日の属する月以降2年を経過する月まで)、減免(①所得割:免除、②均等割:半額、③平等割(旧被扶養者のみで構成されている世帯のみ):半額)が受けられます。この減免を受けるためには、必ず申請が必要です。

適用要件

- ① 国民健康保険の資格取得日において、65歳以上である。
- ② 国民健康保険の資格取得日の前日において、被用者保険の被扶養者であった。
- ③ 資格取得日において、被用者保険の被保険者本人が、後期高齢者医療制度の被保険者となった。

● 未就学児の均等割軽減措置について

世帯の中に未就学児(令和8年度分保険料については令和2年4月2日以降生まれの被保険者)がいる場合は、未就学児に係る均等割額が半額に軽減されます。

- 年度途中で世帯に未就学児が加入した場合は、その日の属する月以降の保険料に適用されます。
- 保険料の法定減額が適用される世帯(P.13参照)に属する場合は、法定減額適用後の均等割額からさらに半額が軽減されます。

● 産前産後期間の国民健康保険料の減額制度について

世帯に産する予定の国民健康保険被保険者又は産した被保険者(以下、「産前被保険者」といいます。)がある場合に、以下の減額制度が適用されます。

■ 対象者

国民健康保険の産前被保険者の方

※妊娠85日(4か月)以上の産前が対象です(死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含まれます)。

■ 対象期間

単胎妊娠:産前予定月(又は産前日)の前月から産前予定月(又は産前日)の翌々月まで【4か月相当分】

多胎妊娠:産前予定月(又は産前日)の3か月前から産前予定月(又は産前日)の翌々月まで【6か月相当分】

■ 減額措置

上記対象期間に係る産前被保険者の所得割額及び均等割額が減額されます。

※国民健康保険料が最高限度額に達している世帯については、当該制度の減額後、引き続き最高限度額を超える場合は、保険料の減額がされることがあります。

■ 受付期間

産前予定日の6か月前から届出ができます。産後の届出も可能です。

● 非自発的失業者への保険料などの軽減措置について

世帯内に、離職した方*で次のア又はイに該当する方がいる場合には、離職した日の翌日の属する月から翌年度末までの間、対象者の前年の給与所得を30/100とみなして、①国民健康保険料を計算するとともに、②高額療養費などの限度額区分の判定を行います。

軽減措置を受けるには届出が必要です。届出に際しては、ハローワークが発行する雇用保険受給資格者証又は雇用保険受給資格通知を必ずご持参ください。

ア 特定受給資格者

倒産、解雇等の理由により、再就職の準備をする時間的余裕がなく、離職を余儀なくされた方
(雇用保険受給資格者証又は雇用保険受給資格通知の離職理由欄：11、12、21、22、31、32)

イ 特定理由離職者

期間の定めのある労働契約が更新されなかったこと、その他やむを得ない理由により離職した方
(雇用保険受給資格者証又は雇用保険受給資格通知の離職理由欄：23、33、34)

※離職日時点で、65歳以上の方は、軽減措置は受けられません。ただし、条例減免を受けられる場合がありますので、お早めにご相談ください。

● 保険料の条例減免について ～条例減免は申請が必要です～

令和7年中の所得が基準以下であり、退職や事業の倒産などにより令和8年中の見込所得が大幅に減少する世帯、又は火事などの災害にあわれた世帯で、保険料の納付が困難な場合は、申請により保険料の減額等が受けられる場合があります。

この制度は、原則、保険料が賦課された後の最初の納期内に申請がないと、保険料の全額を対象とした減額はできませんので、お早めにご相談ください。

なお、減額が適用される場合、減額決定月以降の「納期ごとの納付額」を減額し、保険料年額が減額決定後の額となるように調整をします。

第10期の納期限を過ぎると、保険料の減額はできません。また、過年度分保険料については、賦課された後の直後の納期内に申請がない限り、減額はできません(賦課の期間制限が適用される保険料は、納期内の申請であっても減額できません。)

● 減免申請期限の特例措置について

6月下旬に令和8年度保険料の納入通知書を送付しますが、例年、納入通知書の送付直後は区役所・支所の窓口が大変混雑し、受付までに長時間お待たせする場合があります。

減免申請期限に関する 特例措置

■ 令和8年度分保険料の年額(第1期から第10期までの保険料)を対象とした減免申請期限は7月31日(金)までです。

■ 来庁を希望される場合も、納入通知書の発送直後～6月末の混雑を避けてご相談ください!

郵送申請が可能です!

■ 本市ホームページから減免申請に必要な書類をダウンロードし、郵送で申請することが可能です。

■ 減免申請のほか、加入・脱退の届出(転入など、住民票の異動とセットで行う届出を除く)や給付申請についても郵送での手続きができます。

ぜひ、郵送での手続きをご活用ください!



詳しくはこちら

マイナンバーカードの保険証利用について

マイナンバーカードの読み取り等に必要な機器が設置されている医療機関等でマイナ保険証が利用できません。なお、マイナ保険証をお持ちでない方は、資格確認書を医療機関等の窓口で提示することで受診することができます。

！ マイナンバーカードを保険証として利用するためには マイナンバーカード取得後、保険証利用の事前登録が必要です！

事前登録は、マイナポータルやセブン銀行ATM、医療機関・薬局にて手続可能です。
マイナポータル^(※)での登録方法については、特設サイトをご確認ください。

https://myrna.go.jp/html/hokenshoriyou_top.html

(※) 子育てや介護をはじめとする行政手続きの検索やオンライン申請がワンストップできたり、行政からのお知らせを受け取ることができる自分専用のサイトです。

なお区役所・支所市民総合窓口室保険年金担当に設置のマイナポータル接続用端末は、保険証利用の事前登録専用となっており、それ以外の手続申込等はできません。



どんないいことがあるの？

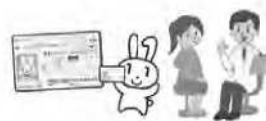
健康保険証としてずっと使える！

就職・転職・引越をしてもマイナンバーカードを健康保険証としてご利用いただけます。ただし、加入する健康保険の種類が変わる場合は、加入・脱退等の届出が引き続き必要です。



より良い医療が可能に！

本人が同意をすれば、初めて受診する医療機関でも、特定健診情報や今までに使った薬剤情報が医師等と共有できます。同意せずに共有しないことも可能です。



自身の健康管理に役立つ！

マイナポータルからご自身の特定健診情報や薬剤情報・医療費通知情報が閲覧できます。



オンラインで医療費控除が簡単に！

確定申告の医療費控除申請を行うときにマイナポータルを通じて、医療費通知情報が自動入力できるため、申請が簡単になります。



手続なしで限度額を超える一時的な支払いが不要に！

限度額適用認定証、標準負担額減額認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証については、これまでは区役所・支所市民総合窓口室保険年金担当(京北地域にお住まいの方は、京北出張所保健福祉第一担当)へ事前に申請する必要がありましたが、マイナ保険証が利用できる医療機関等では、事前申請なしで限度額を超える支払いが免除されるため、限度額適用認定証、標準負担額減額認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証の持参が不要となります。

- ※1 加入手続後すぐに高額な受診をされる場合は、情報連携に数日程度の時間を要するため、加入手続時に申請を行ってください。
- ※2 同月内に複数の医療機関を受診した場合は、後日、高額医療費の申請手続きが必要です。
- ※3 長期該当(市民税非課税世帯で申請月を含む直近12か月の入院日数が90日を超える場合)が適用されるためには、申請が必要です。
- ※4 保険料に滞納がある場合など、医療機関等で限度額適用区分が確認できない場合があります。

どうやって使うの？

医療機関等の受付でマイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーにかざし、本人確認と医療保険の被保険者資格を確認します。

※マイナンバーカードの保険証利用は、ICチップの中の「電子証明書」を使うため、医療機関等の受付窓口でマイナンバー(12桁の数字)を取り扱うことはありません。



どこの医療機関等で使えるの？

「マイナ受付」のステッカーやポスターが目印です。

※マイナ受付対応の医療機関等は厚生労働省のホームページでも確認できます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16743.html

Webサイトはこちら



マイナンバーカードをお持ちでない方は

オンライン又は郵送での申請のほか、京都市マイナンバーカードセンターや区役所・支所（※）、市役所証明書発行コーナーでも申請が可能です。また、市内各所で実施している出張申請窓口もぜひご利用ください。

※区役所・支所は申請サポート

申請手続きについては、こちらからご確認ください。

(<https://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000290445.html>)

詳しくは、マイナンバーカードセンター（075-746-6855）へお問い合わせください。



資格確認書・資格情報のお知らせの取扱いについて

従来の保険証は、令和6年12月2日で新規発行が終了しました。令和6年12月2日以降に新たに国民健康保険に加入される方については、マイナ保険証をお持ちの方には資格情報のお知らせ、お持ちでない方には資格確認書を交付します。

資格確認書と資格情報のお知らせのどちらをもらえるの？



マイナ保険証 フローチャート

●マイナンバーカードを持っていますか？

YES

NO

資格確認書をお渡しします。

●健康保険証の利用登録をしていますか？

YES

NO

資格確認書をお渡しします。

マイナ保険証を利用いただけます

資格情報のお知らせをお渡しします。

資格確認書と資格情報のお知らせの 一斉更新について

資格確認書・資格情報のお知らせは、ご年齢やマイナ保険証の保有状況により、一斉更新の有無、送付物、更新時期が異なります。

○マイナンバーカードを持っていますか？

YES

NO

資格確認書をお送りします。
(令和8年11月)

○健康保険証の利用登録をしていますか？

YES

NO

資格確認書をお送りします。
(令和8年11月)

○ご年齢は70歳以上ですか？

YES

NO

資格情報のお知らせを持っている場合

⇒ すでにお渡ししている資格情報のお知らせには有効期限を記載しておりませんので、お手元にある資格情報のお知らせを引続きご使用ください。

資格情報のお知らせを持っていない場合

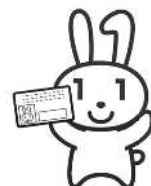
⇒ 資格情報のお知らせをお送りします。
(令和8年11月)

資格情報のお知らせを持っている場合

⇒ すでにお渡ししている資格情報のお知らせには有効期限が記載されておりますので、有効期限が切れる前に、新しい資格情報のお知らせをお送りします。
(令和8年7月)

資格情報のお知らせを持っていない場合

⇒ 資格情報のお知らせをお送りします。
(令和8年7月)



柔道整復師(整骨院・接骨院)のかかり方

保険が使えるとき

- 外傷性による打撲・捻挫・挫傷(肉離れなど)
- 骨折・脱臼の応急手当
(応急手当ではない場合、医師の同意が必要)

保険が使えないとき(全額自己負担)

- 単なる(疲労性・慢性的な要因からくる)肩こりや筋肉疲労
- 脳疾患後遺症・リウマチなどの慢性病からくる痛みやしびれ
- 症状の改善が見られない長期の施術



施術を受けるときの注意

●委任欄への署名はご自分で

「療養費支給申請書」に記載される負傷名とその原因・施術を行った日・施術内容・施術回数・金額を確認し、ご自分で署名(やむを得ず柔道整復師が代理記入する場合は、(ぼ印)してください。

●必ず領収書の確認を

後日、医療機関や柔道整復師から保険請求があったものをお知らせする「医療費のお知らせ」を送付しますので、領収書と請求内容をご確認ください。

はり師・きゅう師・あん摩マッサージ指圧師(鍼灸院・治療院)のかかり方

はり・きゅうの場合

はり師・きゅう師の施術で健康保険を適用できるのは、慢性病で医師による適当な治療手段はないが、医学的見地から、はり師・きゅう師の施術を受けることを医師が認め、同意した場合です。

支給対象疾患

- 神経痛
- リウマチ
- 頸腕症候群けいわん
- 五十肩
- 腰痛症
- 頸椎捻挫後遺症 などけいつい

※その他、慢性的な疼痛を主症とし、神経痛やリウマチなど同一範疇と認められる疾患であれば、支給対象となる場合があります。

あん摩・マッサージの場合

あん摩マッサージ指圧師の施術で健康保険を適用できるのは、筋麻痺・関節拘縮等で医療上マッサージが必要であると医師が認め、同意した場合です。

支給対象疾患

一律に診断名によることなく筋麻痺等の緩和や関節拘縮・筋萎縮により制限されている関節可動域の拡大と筋力増強を促し、症状の改善を目的とする医療マッサージ。

※単に疲労回復や慰安を目的としたもの、疾病予防のためのマッサージでは健康保険が使えません。

柔道整復、はり・きゅう、あん摩・マッサージでは健康保険の適用範囲がそれぞれ決められており、看板に「健康保険取扱い」と表示されていても、対象とならない場合がありますので、ご注意ください。

健康保険を使って施術を受けられた方へ

本市から、施術を受けられた方に対して、正しい知識をもって適切な施術を受けていただくために、施術の受け方に関するチラシを送付する場合があります。また、施術所から本市への保険請求に誤りがないかを確認するための照会文書を送付する場合がありますので、照会文書が届きましたらご回答いただきますようお願いいたします。

なお、チラシや照会文書の送付は民間業者に委託して実施しています。委託先は右記のとおりです。

お問合せ先・受託業者

株式会社 コアジャパン
療養費事務センター

☎ 0120-180-231

- 受付時間：9:00～17:30
(土日祝及び年末年始を除く。)
- 住所：大阪市西区江戸堀3丁目1-31
R&Hビル3階

高額療養費制度の見直しについて

令和8年8月診療分から、高額療養費制度が見直されます。

※令和8年3月現在で国から示されている内容を掲載しています。最新の改正を踏まえた内容は、

京都市福祉のまちづくり推進室のホームページ(<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000033383.html>)で確認できます。

● 70歳～74歳の方の高額療養費の自己負担限度額について

【令和8年7月診療分まで】

世帯の区分	自己負担限度額/月	
	個人(外来)	世帯(外来+入院)
市民税課税世帯	現役並みⅢ 課税所得 690万円以上	252,600円+(総医療費 の中で842,000円を超え た額の1%) (※1) <多数回該当140,100円>
	現役並みⅡ 課税所得 380万円以上	167,400円+(総医療費 の中で558,000円を超え た額の1%) (※1) <多数回該当93,000円>
	現役並みⅠ 課税所得 145万円以上	80,100円+(総医療費の 中で267,000円を超え た額の1%) (※1) <多数回該当44,400円>
市民税非課税世帯	一般	18,000円 《年間上限》 14.4万円 (※2)
	区分Ⅱ	8,000円
	区分Ⅰ	15,000円

【令和8年8月診療分から】

世帯の区分	自己負担限度額/月	
	個人(外来)	世帯(外来+入院)
市民税課税世帯	現役並みⅢ 課税所得 690万円以上	270,300円+(総医療費 の中で901,000円を超え た額の1%) (※1) <多数回該当140,100円>(※1) <年間上限1,680,000円>(※3)
	現役並みⅡ 課税所得 380万円以上	179,100円+(総医療費 の中で597,000円を超え た額の1%) (※1) <多数回該当93,000円>(※1) <年間上限1,110,000円>(※3)
	現役並みⅠ 課税所得 145万円以上	85,800円+(総医療費の 中で286,000円を超え た額の1%) (※1) <多数回該当44,400円>(※1) <年間上限530,000円>(※3)
市民税非課税世帯	一般	22,000円 《年間上限》 21.6万円 (※2)
	区分Ⅱ	11,000円 《年間上限》 9.6万円 (※2)
	区分Ⅰ	8,000円

● 70歳未満の方の高額療養費の自己負担限度額について

【令和8年7月診療分まで】

世帯の区分	自己負担限度額/月	
市民税課税世帯	上位所得世帯 世帯員各々の基礎控除(※5) 後の総所得金額等の合計 901万円超	252,600円+(総医療費 の中で842,000円を超え た額の1%) (※1) <多数回該当140,100円>
	世帯員各々の基礎控除(※5) 後の総所得金額等の合計 600万円超～901万円以下	167,400円+(総医療費 の中で558,000円を超え た額の1%) (※1) <多数回該当93,000円>
	一般世帯 世帯員各々の基礎控除(※5) 後の総所得金額等の合計 210万円超～600万円以下	80,100円+(総医療費の 中で267,000円を超え た額の1%) (※1) <多数回該当44,400円>
	世帯員各々の基礎控除(※5) 後の総所得金額等の合計 210万円以下	57,600円 (※1) <多数回該当44,400円>
市民税非課税世帯	35,400円 (※1) <多数回該当24,600円>	

【令和8年8月診療分から】

世帯の区分	自己負担限度額/月	
市民税課税世帯	上位所得世帯 世帯員各々の基礎控除(※5) 後の総所得金額等の合計 901万円超	270,300円+(総医療費 の中で901,000円を超え た額の1%) (※1) <多数回該当140,100円>(※1) <年間上限1,680,000円>(※3)
	世帯員各々の基礎控除(※5) 後の総所得金額等の合計 600万円超～901万円以下	179,100円+(総医療費 の中で597,000円を超え た額の1%) (※1) <多数回該当93,000円>(※1) <年間上限1,110,000円>(※3)
	一般世帯 世帯員各々の基礎控除(※5) 後の総所得金額等の合計 210万円超～600万円以下	85,800円+(総医療費の 中で286,000円を超え た額の1%) (※1) <多数回該当44,400円>(※1) <年間上限530,000円>(※3)
	世帯員各々の基礎控除(※5) 後の総所得金額等の合計 210万円以下	61,500円 <多数回該当44,400円>(※1) <年間上限530,000円>(※4)
市民税非課税世帯	36,900円 <多数回該当24,600円>(※1) <年間上限290,000円>(※3)	

(※1) 多数回該当…一つの世帯で、過去12か月以内に3回以上高額療養費(70歳～74歳の方が個人単位(外来)の自己負担限度額を超えて支給された高額療養費は含みません。)に該当した場合、4回目以降に適用される自己負担限度額です。

(※2) 外来年間上限…1か月単位で計算した高額療養費支給後の外来の自己負担額が、年間(毎年8月1日～翌年7月31日の間)で各区分の上限額を超えた場合、その超えた額を支給します。

(※3) 年間上限…令和8年8月以降、世帯単位(外来+入院)の自己負担額について、年間(毎年8月1日～翌年7月31日の間)で各区分の年間上限額を超えた場合、その超えた額を支給します。

(※4) 年取が約200万円未満の方については、年間上限において、上限額410,000円を適用します。

(※5) 基礎控除は、「所得控除」のことで43万円(ただし、合計所得金額が2,400万円超の場合は、段階的に引き下がります。)です。

(※6) 対象年度の市民税賦課期日である1月1日に日本国内に住所を有していない方を含む場合は課税世帯となります。

後発医薬品(ジェネリック医薬品)について

後発医薬品(ジェネリック医薬品)をご存じですか？

後発医薬品は、効き目や安全性が実証されているお薬(先発医薬品)と有効成分が同一であることなどが審査され、国から製造・販売が承認された比較的安全なお薬です。

後発医薬品に変更した場合、**医療機関などにおいてお支払いいただく窓口負担が軽減される**とともに、**保険者(国保や協会けんぽなど)の財政の健全化につながる**ことから、国も普及促進に向けた取組を推奨しています。

今年度も後発医薬品(ジェネリック医薬品) 差額通知事業を実施します

被保険者の方が、処方されているお薬を後発医薬品に変更した場合、お薬代がどの程度軽減できるかをお知らせすることにより、後発医薬品の使用促進を図ります。

生活習慣病や慢性疾患など、薬剤の長期服用者で後発医薬品に変更した場合に、医療機関などでの窓口負担の軽減が見込まれる方に送付します。送付については、被保険者の方一人ひとりに送付しますので、同一世帯でも別々の封筒で送付されます。

※現在、一部のジェネリック医薬品におきまして、供給不足や欠品が生じており、医療機関や薬局によっては、切り替えを希望されても難しい場合があります。

変更するにはどうすればいいの？

病院、診療所及び薬局の医師や薬剤師にご相談ください。医師の指示がある場合を除いて、皆さまの希望により後発医薬品に変更することが可能です。

ただし、全ての先発医薬品に対して後発医薬品があるわけではありません。

また、同じ医薬品でも、個人によって効き方や副作用などが異なる場合がありますので、医薬品に関する詳しい内容は、医師・薬剤師にご相談ください。



おくすりカエルくん

リフィル処方箋ってご存じですか？

リフィル処方箋とは、症状が安定している患者について、医師の処方により、医師及び薬剤師の適切な連携の下、一定期間に最大3回まで、再診なしで繰り返し利用できる処方箋です。

医師による経過観察の機会は減りますが、症状の変化が気になる場合などは、医師の診察を受けることができます。

なお、リフィル処方箋の交付が対応可能かは、病状に応じて、医師が判断します。



新たな健康保険に加入された場合は、京都市国保の脱退の届出が必要です。

京都市国保に加入している方が、職場の健康保険に加入したときは、京都市国保から脱退することになりますので、住所地の区役所・支所市民総合窓口室保険年金担当（京北地域にお住まいの方は、京北出張所保健福祉第一担当）へ届出が必要です。脱退の届出を忘れたまま誤って京都市国保の被保険者として受診した場合は、京都市国保が負担した**医療費(医療費の7割～8割分)**を後日返還していただくことがありますのでご注意ください。

なお、職場の健康保険に加入したときは、オンライン申請により、京都市国保の脱退手続きが行えます。詳しくは、京都市情報館(右記二次元コード)をご覧ください。



介護保険からのお知らせ

介護保険には以下のような減免制度があります

第1号被保険者(65歳以上の方)の介護保険料の軽減について

● 介護保険料の減額の対象となる方

下記の要件1、2の両方を満たす方がそれぞれ表示の内容の減額を受けられます。

要件 1*	要件 2	減額内容
保険料の所得段階区分が第1～3段階の方(生活保護受給者は除く)で、世帯全員の前年の収入の合計額が次の額以下であること ●1人世帯：826,500円（世帯員が1人増えるごとに330,600円を加算した額）	次の①～④をすべて満たす方 ①世帯の預貯金等(生命保険を除く)の合計額が次の額以下であること ●1人世帯：240万円（世帯員が1人増えるごとに96万円を加算した額） ②居住用以外の土地又は家屋を保有していないこと ③他の世帯に属する方の所得税・市町村民税の扶養親族になっていないこと ④他の世帯に属する方の医療保険の被扶養者になっていないこと	介護保険料の基準額×0.21に減額
保険料の所得段階区分が第3段階の方で、世帯全員の前年の収入の合計額が次の額の範囲であること ●1人世帯：826,500円超120万円以下（世帯員が1人増えるごとに48万円を加算した額）		介護保険料の基準額×0.5に減額

※要件1の収入には、非課税の老齢福祉年金、遺族年金、障害年金、雇用保険、仕送り等あらゆる種類の収入を含みます。

※ご自身の所得段階区分については、介護保険料の納入通知書をご確認ください。

減額の期間 原則として申請のあった月から年度末まで

申請に必要な書類 上記要件を確認できる世帯全員分の書類

(年金の源泉徴収票・給与の源泉徴収票・確定申告書の控え・年金振込通知書・給与明細書等、預貯金通帳等)

上記のほか、災害により著しく財産に損害を受けたときや、主たる生計維持者が失業、入院、死亡、事業の休止止などにより著しく所得が減少(前年所得に比べ2分の1以下)したとき、あるいは、刑事施設等に拘禁されたときは、介護保険料が減額又は免除される場合があります。

介護保険料の減額を受けるには、申請が必要となります。

お問合せ先

住所地の区役所・支所
健康長寿推進課(高齢介護保険担当)
(京北地域の方は
京北出張所保健福祉第一担当)

利用者負担の軽減について

介護保険サービスを利用したときの利用者の負担は、原則として、サービス費用の1割、2割又は3割です。施設サービスなどを利用した場合は別途、食費・居住費(滞在費)、日常生活費などが自己負担となります。介護保険では、利用者負担が著しく高額にならないよう、利用者負担の軽減制度があります。

- 高額介護サービス費(利用者負担(月額)が、一定の上限を超えた場合、申請により、超えた額が払い戻されます。)
- 高額医療合算介護サービス費(介護保険と医療保険における一定期間の利用者負担額の合算額が、一定の上限額を超えた場合、申請により、超えた額が払い戻されます。)
- 特定入所者介護サービス費(介護保険施設入所者(短期入所者を含む)などの食費・居住費(滞在費)については、所得等に応じ、負担限度額が定められています。)*
- 社会福祉法人による利用者負担軽減*
- 災害や収入の著しい減少などの特別な事情による利用料の減免*

利用者負担の軽減を受けるには、申請が必要となります。詳しくは利用されている施設や担当のケアマネジャー、お住まいの学区担当の高齢サポート(地域包括支援センター)、京都市介護認定給付事務センターにお問合せください。

※ 軽減制度の申請先は、お住まいの区の区役所・支所の健康長寿推進課(高齢介護保険担当)、京北出張所の保健福祉第一担当になります。

お問合せ先

京都市
介護認定給付
事務センター

TEL: 075-708-7711

子ども医療費支給制度のお知らせ

申請を
お忘れなく

京都市では、市内にお住まいで健康保険に加入している方を対象に
子ども医療費支給制度を設けています。

※制度の適用を受けるには、あらかじめ申請が必要です(外国人の方も対象になります。)。申請には、保険資格情報が確認できる書類をお持ちください。

制度名	対象となる方	支給内容	一部負担金 (令和8年6月現在)
子ども医療	0歳～中学校3年生の方 (所得制限なし)	健康保険の自己負担額から 子ども医療の一部負担金を 差し引いた額	入院 0歳～中学校3年生……1か月 1医療機関200円 通院 0歳～小学校6年生……1か月 1医療機関200円 ^(※1) 中学校1年生～中学校3年生…1か月 1,500円 ^(※2)

※1 調剤薬局では一部負担金はかかりません。

※2 医療機関等での窓口負担は1か月1医療機関1,500円までとなりますが、複数医療機関等(調剤薬局含む)を受診するなど1か月の自己負担額合計が1,500円を超えた場合、超えた額を申請により支給します。(※令和5年8月診療分までは3歳～小学生のお子さんも対象。)調剤薬局では処方箋が出た医療機関ごとに一部負担金がかかります。

子ども医療については、「京都市子ども家庭支援課分室」への郵送手続きが便利です(郵送の場合は、右記の住所に、子ども医療費支給申請書、子ども医療費受給者証のコピー、領収書原本を送付してください。来所の場合はすべて原本が必要です)。なお、各区役所・支所の子どもはぐくみ室、京北出張所保健福祉第一担当、神川出張所においても来所での受付及びお問合せに対応します。

*子ども医療費支給申請書は、京都市のホームページからダウンロードできるほか、分室及び各区役所・支所の子どもはぐくみ室、京北出張所保健福祉第一担当、神川出張所でも配布しています。

お問合せ先

お問合せ先情報は、



京都市情報館 子ども医療費支給制度

検索

または

京都市子ども家庭支援課分室

TEL : 075-222-3777 FAX : 075-251-1132

(FAXによる申請はできません)

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
京都市役所北庁舎6階



つなげよう! いのちのリレー!

臓器提供への意思表示

臓器移植は提供者とご家族の善意があつてこそ成り立ちます。

わたしたち一人ひとりが考え、家族と話し合い、意思を表示しておくことが大切です。

詳しくは、(公社)日本臓器移植ネットワーク(TEL : 0120-78-1069)へ。ホームページ <https://www.jotnw.or.jp>



骨髄バンクへの登録(骨髄提供)

白血病や再生不良性貧血などの血液難病は、骨髄移植や末梢血幹細胞移植により治療することができますが、移植は患者とドナー(提供者)の白血球の型が一致しないと行えず、一致するのは兄弟姉妹でも4人に1人、非血縁者では数百人から数万人に1人といわれています。一人でも多くの患者さんを救うために、一人でも多くのドナー登録のご協力をお願いします。

※京都市では、日本骨髄バンクを通じて骨髄及び末梢血幹細胞の提供をされた方に奨励金(入院・通院等1日当たり2万円。上限14万円)を交付しています。詳しくは、保健福祉局健康長寿企画課まで。

登録条件 : 18～54歳で、体重が男性45kg、女性40kg以上の健康な方

詳しくは、(公財)日本骨髄バンク(TEL : 03-5280-1789)へ。ホームページ <https://www.jmdp.or.jp>

アイバンクへの登録(眼球提供)

角膜疾患で光を失い移植を待つ方々は、亡くなられた方の角膜を移植することで再び光を取り戻すことができます。眼球提供数は非常に不足しています。

詳しくは、京都府立医大アイバンク(TEL : 075-251-5127) ホームページ <https://www.eyebank.kpu-m.ac.jp>

または(公財)体質研究会アイバンク(TEL : 075-702-0824) ホームページ <http://www.taishitsu.or.jp/eyebank> へ

お問合せ先

保健福祉局健康長寿企画課

TEL : 075-222-3419 / FAX : 075-222-3416

国民健康保険は、被保険者の皆さまから納めていただく保険料によって支えられています。

**6月に令和8年度の納入通知書をお送りします。
国民健康保険料は必ず納期限内に納めましょう。**

保険料の納付は、便利で確実な口座振替をご利用ください。

保険料を納付書で納めていただいている方は、口座振替をご利用いただくと、納め忘れがなく、金融機関等へ納付に行く手間が省けます。口座振替の手続は預(貯)金口座のある取扱金融機関や郵便局又は京都市保健福祉局福祉のまちづくり推進室収納事務分室、住所地の区役所・支所市民総合窓口室保険年金担当(京北地域にお住まいの方は京北出張所保健福祉第一担当)へお申し込みください。

口座振替の申込手続に必要なもの

- 1 資格確認書、資格情報のお知らせ、納入通知書、領収書などの国保記号番号がわかるもの
- 2 預(貯)金通帳
- 3 金融機関への届出印

■ ペイジー口座振替受付サービス

※次の金融機関に口座をお持ちの方は、キャッシュカードを区役所・支所市民総合窓口室保険年金担当(京北地域にお住まいの方は、京北出張所保健福祉第一担当)の窓口にお持ちいただければ、金融機関への届出印がなくても口座振替の申込みを行うことができます。(カードによってはご利用いただけない場合もございます。)

対象金融機関(令和8年6月現在) … 京都銀行、京都信用金庫、京都中央信用金庫、ゆうちょ銀行、滋賀銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、みずほ銀行、京都市農業協同組合、京都農業協同組合、京都中央農業協同組合、京都府信用農業協同組合連合会

お問合せ一覧 国保などについてのお問合せ・ご相談は、お気軽に住所地の区役所・支所(京北地域にお住まいの方は、京北出張所)までご連絡ください。
※市外局番は075です。

区役所・支所・ 京北出張所 (代表番号)	市民総合窓口室保険年金担当		子どもはぐくみ室	障害保健福祉課	健康長寿推進課	
	国保・後期高齢者 医療に関すること (※1)	国民年金・重度障害 老人健康管理費に 関すること	国保・後期高齢者 医療の保険料の 納付相談など	ひとり親家庭等医療 (※2)	障害者医療	介護保険 老人医療 (※3)
北区役所 (050-1726-1065)	050-1726-5236	432-1265	432-1284	432-1285	432-1364	432-1438
上京区役所 (050-1725-6605)	050-1721-8733	441-5137	441-5119	441-5121	441-5106	441-2872
左京区役所 (050-1722-5561)	050-1721-4750	702-1169	702-1114	702-1131	702-1069	702-1219
中京区役所 (050-1725-4402)	050-1721-8104	812-2584	812-2543	812-2594	812-2566	812-2544
東山区役所 (050-1725-5019)	050-1725-9836	561-9198	561-9350	561-9130	561-9187	561-9128
山科区役所 (050-1725-6556)	050-1725-2097	592-3107	592-3247	592-3479	592-3290	592-3222
下京区役所 (050-1725-4528)	050-1721-5106	371-7253	371-7218	371-7217	371-7228	371-7292
南区役所 (050-1726-0378)	050-1721-8714	681-3356	681-3281	681-3282	681-3296	681-3573
右京区役所 (050-1722-7559)	050-1724-1807	861-2041	861-1437	861-1451	861-1416	861-2177
京北出張所	保健福祉第一担当		852-1815		保健福祉第二担当 852-1816	
西京区役所 (050-1726-0257)	050-1721-8572	381-7407	381-7665	381-7666	381-7638	381-7643
洛西支所 (050-1725-8973)	050-1807-1570	332-9296	332-9195	332-9275	332-9274	332-8140
伏見区役所 (050-1722-5740)	050-1721-9584	611-1871	611-2391	611-2392	611-2278	611-1162
深草支所 (050-1722-1832)	050-1808-0379	642-3813	642-3564	642-3574	642-3603	642-3876
醍醐支所 (050-1722-4895)	050-1720-0871	571-6568	571-6392	571-6372	571-6471	571-6747

(※1) 国保・後期高齢者医療の給付については、606-8929(京都市国保・後期医療給付事務センター)までお問い合わせください。

(※2) 子ども医療については、京都市子ども家庭支援課分室までお問い合わせください。(お問合せ先はP23参照)

(※3) 介護認定・給付・サービスについては、708-7711(京都市介護認定給付事務センター)までお問い合わせください。

ご希望の方には、本市国保に関する文書をお送りする際に、お問合せ先の点字シールを貼付しますので、お申し出ください。



京都市印刷物第080470号

こくほだより令和8年度号 発行/令和8年6月 京都市保健福祉局福祉のまちづくり推進室保険年金担当

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 ☎075-222-3500 FAX 075-213-5857

<https://www.city.kyoto.lg.jp/menu1/category/3-2-0-0-0-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html>